

〈原著論文〉

## 神と人間との共働の思想

——ルターをめぐる——

菊 地 順

### 抄 録

---

マルティン・ルターは、エラスムスの「自由意志論」を反駁した『奴隸的意志論について』（1525）において、歴史における神の先行する働きと、人間がそれに応じる仕方での協力するということを論じている。これは、この書物のみならず、1523年に出版された『この世の権威について』においても論じられている。そのテーマは、必ずしもそれぞれの書物の主題ではないが、神と人間との関係を考察するとき非常に重要なテーマと言える。本論では、主にこの二冊の書物で展開される神と人間との働きの関係を明らかにし、その関係を神と人間との「共働」と捉え、そこにキリスト教倫理の基礎を見たい。またその過程の中で、その背後にルターの「信仰義認論」があることも明らかにされるであろう。

---

キーワード：マルティン・ルター、神、人間、協力、共働

### はじめに

本論は、神と人間との〈共働〉について考察するものである。このテーマは、すでに拙著『M. L. キングと共働人格主義<sup>(1)</sup>』において、アメリカの公民権運動の指導者の一人マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの行動の背景をなす信仰的原理として論じたものであるが、それはまたキングに留まるものではなく、キリスト教史全般に見られるものであり、さらに神学的にも同様の主張が、いろいろ幅があるとは言え、認められる<sup>(2)</sup>。しかも、プロテスタント教会の出発点となったマルティン・ルターにおいても、その神学の重要な主張（二王国論）との関連において見ることができる。そこで本論では、このルターに見られる神と人間との共働の思想を、その二王国論も考慮に入れながら明らかにしたいと思う。

ところで、このルターに見られる共働の思想については、すでに日本のルター研究者の中にもその指摘が見られる（本論で言う「共働」とは必ずしも一致していないが）。中でも、ルターの「二

王国論（自身の言葉では「二世界統治説」）で博士論文を書いた倉松功の研究に顕著である<sup>(3)</sup>。ただし、倉松においては、明確に「共働」という言葉は用いられているが、その内容や背景についての議論は必ずしも十分とは言えない。また倉松ほど明確ではないが、金子晴勇にもその言及が見られる。しかし、それ以外の日本の研究者には、筆者の見限り、この思想への明確な言及は見られない<sup>(4)</sup>。それに対して、日本でも紹介されている海外の研究者の中に、この思想への言及が見られる。特にドイツのウルリッヒ・ドゥフロウの『神の支配とこの世の権力の思想史—聖書・アウグスティヌス・中世・ルター—<sup>(5)</sup>』は、ルターの二王国論を論じたものであるが、その展開において、この共働の思想への言及が見られる。ただし、そこでは、必ずしも明確な定義づけがなされているとは言えない（その内容も本論が論じる「共働」とは少し異なると言わなければならない）。また倉松によれば、直接海外に目を向けた場合、この思想を直接扱っている代表的書物として、マルティン・ザイルスの『ルター神学における神と人間との共働についての思想<sup>(6)</sup>』などが見られる。

しかしながら、ルターの共働の思想が論じられているのは元よりルター自身の著書、特に『奴隷的意志について』においてである。この書は、言うまでもなく、エラスムスの「自由意志論」を主張する『評論』に対する反駁書であるが、その自由意志をめぐる重要な議論の中で展開されているのが、本論が〈共働〉の思想と呼ぶものなのである。そこでまず、このルターの書物において論じられている本論が〈共働〉の思想と呼ぶ内容について明らかにしたい。ただし、そこでの議論は、いわば原則的な議論であって、そのより具体的な議論はルターの二王国論に関する議論、特に『この世の権威について』（1523）の中に見て取ることができるため、それにも注目することになるであろう。

## 第1章 『奴隷的意志について』における共働の思想

### 第1節 『奴隷的意志について』の概要

そもそも本論がルターの〈共働〉の思想と呼ぶものは、ルターの一つの主張をまとめた言葉であって、それ自体が一つの明確な概念としてルターの書物の中にあるわけではない。したがって、それに関するルターの元々の主張を明らかにし、それをなぜ〈共働〉と呼ぶかについて明言しなければならない。しかし、それに先立って、それが主張されているルターの著書『奴隷的意志について』（De servo arbitrio）<sup>(7)</sup>（1525）がルターの思想に占める位置とその概要について触れておくことは意味のあることであろう。

『奴隷的意志について』は、改めて触れるまでもなく、「自由意志」をめぐるエラスムスとの論争から生まれた書物で、エラスムスの著書『評論』<sup>(8)</sup>に対する反駁として書かれたものである。そのため、その内容は『評論』の内容に対応したものとなっている。本書の訳者である山内宣は、『評論』は4章から構成されているが、内容からしてそれを〈Ia, Ib/IIa, IIb/IIIa, IIIb, IIIc/IV〉と細分し、

8つに分けている。そして、それに対応する形でルターの反駁書が展開されているのである（逆にルターの反駁書に基づき8つに分けているとも言えるが）。その内容は、山内によれば以下の通りである。なお [ ] の内容は、『評論』の該当箇所についての同氏の要約である。また Ib と IIa の間には、例外的に「自由意志」の定義をめぐるルターの議論が展開されている。またこの最初と最後に、「序文」と「結語」が添えられている。

Ia = [一般的な序文]

Ib = [方法論的な序文]

「自由意志」の定義をめぐる

IIa = [「自由意志」を肯定するような旧約聖書からの典拠を取り扱う]

IIb = [「自由意志」を肯定するような新約聖書からの典拠を取り扱う]

IIIa = [「自由意志」を否定するように思われる聖句で、オリゲネスが論じた個所を取り扱うもの]

IIIb = [ルターが「主張」(Assertio, 1520)の中で、自由意志を否定するものとして論じている個所を取り扱うもの]

IIIc = [さらに「自由意志」を否定するように思われる聖句を拾遺して取り扱うもの]

IV = [エラスムスが自己の見解を披瀝し、反対者の見解を批判して、一般的結論とするもの]

(以上, 6-7)

以上のそれぞれの内容に対し、ルターは反駁しているわけであるが、その中でも IIIc における反駁において、われわれが注目している〈共働〉について語っている。そこで以下、そのところに集中して、その語るところを確認したい。

## 第2節 「自由意志」とは

まず、二人の論争に耳を傾けるに先立ち、そこで問題となっている「自由意志」とは何かということを確認しておかなければならないであろう。ただ、この言葉の定義自体が論争の一つでもあるため、それは便宜上の定義ということになろう。まずエラスムスは、「自由意志」を次のように定義している。〈更に、この場合、私たちは、「自由意志」を、そういう力によって、人間が永遠の救いへと導くような事からへ、自分自身を適応させたり、あるいはそのようなものから身をひるがえしたりしうる、人間の意志の力、と考えているのである〉[ルターの引用]と。それに対して、「自由意志」は「神以外の何者にも属さない」と主張するルターは、まず一方では、「おそらく君がある種の意思決定 (arbitrium) を人間に帰することは正しいであろう<sup>(9)</sup>」としながらも、「だが『自由《意志》』を、神的な事からにおいて、『人間に』帰することは行き過ぎたことである」と批判す

る。というのも、『自由意志』という言葉は、……元来、律法や命令になんら拘束されることなく、好むところのことを何であれ、神に向かってなしえ、またなすところのものを、言う」からである。したがって、ルターにとっての「自由意志」とは、「律法や命令になんら拘束されることなく、好むところのことを何であれ、神に向かってなしえ、またなすところのもの」ということになるが、しかしルターにとっては、それは神にのみ属するもので、その観点から見れば、人間の意志は「移り気な意志」(vertibile arbitrium)、あるいは「変わりやすい意志」(mutabile arbitrium)でしかないのである(以上、215-216/W.661-662)。しかしルターは、議論の都合上、この「移り気な意志」と「自由意志」を同一のもののみなし(「自由意志」という言葉をそのまま用いる)、また「自由意志」をエラスムスが言う〈人間の意志の力〉と一応(議論上)許容する。そのため、その後の議論は、エラスムスの定義を前提とした議論となる(217/W.662)。したがってわれわれも、ここで「自由意志」という場合、エラスムスの定義を便宜上用いながら、議論を展開しなければならない。

### 第3節 『評論』 IIIc に対するルターの反駁

以上の点を踏まえた上で、本論が目指すルターの〈共働〉の思想が論じられている『評論』第三章(c)に対する反駁に注目したい。ここは、エラスムスが改めて「自由意志」を肯定するような聖書箇所や用例を挙げながら「自由意志」を肯定する主張に対して、ルターがそれに真っ向から反論している箇所である。そこで、まず初めにエラスムスの主張を見ておきたい。エラスムスは、『評論』において、ヨハネ福音書の言葉をめぐって以下のように「自由意志」があることについて主張している。

バプテスマのヨハネが「人は天から与えられなければ、何ものも受けることはできない」[ヨハネ3・27]と語っているのも、これと同じような意味である[「自由意志」を否定しているようで、必ずしもそうではないという意味]。なぜなら、そうだからと言って「自由意志」の力あるいは行使が全然ないということにはならないからである。私たちが天性の感覚によって有益なものを求め、有害なものをさけることも、天から与えられている。私たちが、涙と施与と祈りによって、私たちが神によみせられる者とする恩恵を得ることも、天から与えられている。それでも、幫助の恩恵によるのでなければ、得ようと努力している目的物を獲得することはできないのであるが、私たちの意志は何もしていないのではない。むしろ私たち自身によってなされることがきわめて小さいものであるから、いっさいが神に帰せられているのである。(下線は筆者による) 75<sup>(10)</sup>

ここでエラスムスは、人間が善を行うとき、神の恩恵は不可欠であるが、人間の意志も何もしないわけではないと主張する(ただ、神の恩恵に比べれば人間の意志はきわめて小さいので、それが

見えず、ただ神の恩恵がすべてであるかのように見えるとしている)。そして、以下のようにその具体的な用例を挙げて論じる。

たとえば、激しい嵐の中から舟を無傷で港へ導き入れた船乗りが、「私が舟を救った」とは言わず、「神が救いたもうた」と言うようなものだ。だが、彼の技術と努力がなんら働きをしなかったわけではない。同様に、豊かな収穫を畑から納屋へ運び入れている農夫は、「わたしがこんなに多量の年収穫高をあげた」とは言わないで、「神がお与えになった」と語る。しかし、そうだからと言って、農夫が穀物の収穫のために何の働きもしなかったと言うものがあるのか。75-76

この後にも同じような用例が続くが、エラスムスは、もう一つの聖書の言葉「語る者は、あなたがたではなく、あなたがたの中であって語る父の霊である」(マタイ 10・20) に関しても、以下のように主張する。

この御言は一見したところ「自由意志」を取り除いているように見える。しかし実際は、私たちがキリストのご用のために何を言うべきかと思いをめぐらしている祈りの、不安な気づかいを取り去っておられる言葉なのである。この御言がこう解されるのでなかったら、説教のために専心準備している説教者は罪を犯しているということになるだろう。かつてみ霊は、無学な弟子たちに、彼らが語るべき内容を注ぎ入れたもうたとき、同時に弁舌という賜物をも注ぎ入れたもうたのであるが、これと同様のことを万人が期待すべきではないのである。そして、あの時、聖霊がそういう注ぎ入れ方をなされたとしても、それでも語るに当たっては、彼らの意志は、み霊の靈感に同意して、働きたもうみ霊といっしょに、同時に働いたのである。したがって、確かにこれは「自由意志」の務めであった。76-77

ここでもエラスムスは、説教者が説教するとき、み霊の注ぎがなければならぬが、同時に説教者自身の同意と働きが不可欠であるとする。そして、先の用例と共に、こうした人間の側の働きを「自由意志」の務めであり、そこには「自由意志」があると結論付ける。

これに対し、ルターは真っ向から反論する。まず前半の事例に対しては、以下のように反論している。

まことに〈神は船を救いたもうた〉、だが〈それでも船乗りが船を港に導き入れたのである〉。それゆえに船乗りも何ほどかは寄与したのだ、と。この譬は、神と船乗りとに、それぞれ別のわざ (opus) を、すなわち、神には救うわざを、そして船乗りには船を導くわざを、

帰しているのである。さて、これが何かを証明しているとすれば、それは救うわざは徹頭徹尾神のものであり、船を導くわざは全く船乗りのものだというにすぎない。だがそれにしてもみごとで適切な譬ではある。同じように〈農夫は収穫を運び入れる〉しかし〈それは神がお与えになったのである〉。この譬もまた、農夫を同時に収穫を与えた創造者だとするのでなければ、神と人間とに別々のわざを帰しているものである。だが、神と人間とに同一のわざが認められるとしてみても、それで、いったい、これらの譬は何をなしとげているというのであろうか。ただ被造物が働いていたもう神に協力するというにすぎないではないか (nihil nisi, quo Creatura Deo operanti cooperatur), いったい私たちは、目下、協力について討論しているのであろうか。むしろ「自由意志」の力と働きについて討論しているのではないのか。(下線は筆者による) 413 (W.753)

このようにルターは、「自由意志」について語るエラスムスの譬について、それが「みごとで適切な譬」であることは認めつつも、議論の本質が「自由意志」の力と働きについてのものではなく、神に対する被造物の協力の話になっていると批判する。そして、「だから、棕櫚の枝について語ろうとして、ひょうたんについて語ることしかなかった、この高名の修辞家はどこへ逃げ込もうというのであろうか」と揶揄する。しかしまた、ここでルターは、この新しい議論(人間の協力について)に参加するのである。そして、続けて、先ほど見たエラスムスの後半の主張にも以下のように語る。

私たちとてもまた、パウロがコリントの人たちを教えたとき神に協力した (Paulus cooperatur Deo in docendis Corinthiis) ことを知っている。すなわち、彼が外的に説教し、神が内的に教えたもうたのである〔第一コリント3・9〕。それでも、この場合は、両者のわざは異なって (in diverso) いたのである。またパウロが神のみ霊によって語ったとき、彼は同じように神に協力したのであるが、このときは同一のわざにおいて (in eodem) 協力したのである。(下線は筆者による) 413-414 (W.753)

ここでルターは、一方ではパウロがコリントの人たちに教えたとき、パウロが〈外的に〉説教し、神が〈内的に〉教えたことによって(〈別々のわざにおいて〉)、神に協力したと語る。また他方、パウロがみ霊によって語ったとき、パウロは〈同一のわざにおいて〉神に協力したと語る。このように、「自由意志」をめぐる議論が神に対する被造物の協力の議論へと発展している。そして、この議論を引き取る形で、この後、ルターはこの協力についてより体系的に論じるのである。

#### 第4節 『奴隸的意志について』に見る共働の思想

ルターはまず、神の被造物に対する働きかけについて、以下のように語る。

神がみ霊の恩恵なしにすべての者においてすべてのことをなさるとき、彼は不敬虔な者どもにおいても働いていたもう。そして、彼は自分ひとりでお造りになったいっさいの被造物を、自分ひとりでその全能の働きによって動かし、駆り立て、拉して去りたもうている。この神の働きを彼ら被造物は避けることも変えることもできない。かえって何者であれ、おのおの神から与えられた能力の程度に応じて、必然的に《神の働きに》従ってゆき、《その働きに》服従するのである。このように、いっさいの者が、しかり、不敬虔な者までが神の働きに協力しているのである。次に、神が恩恵のみ霊によって、彼が義としたもうた人々において、すなわち、彼のみ国において働きたもうときも、同じように神は彼らを駆り立て、動かしたもうのである。だが、彼らは新しき被造物として神の働きに従いゆき、協力する。あるいは、むしろパウロが言っているように〔ローマ8・14〕、神の働きに導かれる。414(W.753)

このように、ルターによれば、神は神に従わない不敬虔な者にも、また回心し、義とされた者たちにも働き、また同時に不敬虔な者も義とされた者も、それぞれが神から与えられた能力に応じて、神のその働きに協力する。そのようにして、被造物はすべて神の働きの中にいるだけではなく、その働きに協力するのである。そしてルターは、このことを、より根本的に、被造物の創造と再生の出来事に還元して、以下のようにも論じる。

だが、こういうことは目下ここで論ずべきことではないであろう。私たちは、私たちが神の働きによって何をなしうるかではなく、私たちが私たち自身で何をなしうるかを論じているのである。すなわち、無から創造された者としての私たちは、霊による新しい被造物となるために、かの全能の普遍的な運動によって、私たち自身で何事かをなしうるのか、またなそうと務めるのかどうか、ということにこそ答えるべきであって、これをほかの方へそらしてはならないのである。私たちはこの問題に対して次のように答える。(これ以後、文章はそのまま続くが、便宜上、段落を変えて引用する)。414 (W.753-754)

人間は人間として造られる前には被造物となるために何事もなさなかつたし、またなそうと努力することもなかつた。次に、造られ、創造された者として、被造物として在ることを維持してゆくために、何事もなさなかつたし、またなそうと努力することもなかつた。むしろ、創造と維持は二つながら、私たち《の寄与》なしに《私たちを》造り維持したもうている神の、全能の力と恵みの意志とによって生じていることであると。だが、神は、

私たちがなしには、私たちのうちに働きたまわない。なぜなら、神は、そういう協力が彼の  
み国の外で普遍的な全能によって生じるにせよ、あるいは彼のみ国の内部で彼のみ霊の特  
別な力によって生じるにせよ、彼が私たちのうちに働きたもうて、私たちが彼に協力する  
ようになるために、私たちがを造り、維持していたもうからである。(Sicut homo, antequam  
creatur, ut sit homo, nihil facit aut conatur, quo fiat creatura, Deinde factus et creatus  
nihil facit aut conatur, quo perseveret creatura, Sed utrunque fit sola voluntate  
omnipotentis virtutis et bonitatis Dei nos sine nobis creantis et conservantis, sed non  
operatur in nobis sine nobis, ut quos ad hoc creavit et servavit, ut in nobis operaretur et  
nos ei cooperaremur, sive hoc fiat extra regnum suum generali omnipotentia, sive intra  
regnum. suum singulari virtute spiritus sui. (下線は筆者による。また、これ以後、文章は  
そのまま続くが、便宜上、段落を変えて引用)。414-415 (W.754)

更に、私たちはこう言いたい、すなわち、人間は霊の国の新しい被造物へと新たに造り  
変えられる前には、かの再生やみ国に準備するために何事もなさないし、またなそうと努  
力してもいない。更に、新たに造り変えられた者としては、このみ国のうちに維持されて  
ゆくために、何事もなさないし、なそうと努力してもいない、かえって、再生と維持は二  
つながら、ただみ霊のみが、私たち《の寄与》なしに私たちを再生せしめ、再生した者と  
して維持しつつ、私たちのうちに生ぜしめたもうことなのである。(Homo antequam  
renovetur in novam creaturam regni spiritus, nihil facit, nihil conatur, quo paretur ad eam  
renovationem et regnum; Deinde recreatus, nihil facit, nihil conatur, quo perseveret in eo  
regno, Sed utrunque facit solus spiritus in nobis, nos sine nobis recreans et conservans  
recreatos.)。ヤコブが「父は私たちを、いわば被造物の初穂とするために、彼の力の御言に  
よって、み旨のままに生み出してくださったのである」[1・18]と語っているとおりだ。  
ヤコブは再生せしめられた被造物について語っているのである。だが神は私たちなしには  
働きたまわない。神はまさに、彼が私たちのうちに働きたまい、私たちが彼に協力するた  
めに、私たちを再生せしめ、維持していたもうのである。(Sed non operatur sine nobis, ut  
quos in hoc ipsum recreavit et conservat, ut operaretur in nobis et nos ei  
cooperaremur)。このようにして、神は私たちによって《福音を》宣べ伝え、貧しい者を憐  
み、苦しめる者を慰めたもうたのである。まことに、このことから、「自由意志」に何が帰  
せられるというのであろうか。いや無 (nihil) 以外の何が「自由意志」に残されているのか。  
実際、何も無いではないか。415 (W.754) (下線は筆者による)

以上が、われわれが最も注目しているルターの主張である。この引用文の最後にも記されている



ように、これはあくまでも「自由意志」に関するもので、それを退けるための議論である。すなわち、改めて確認しておく、ルターはエラスムスが譬として取り上げたものを受け止め、その譬に沿って議論を進め、以上の一つの整理された主張をすることになった。しかし、同様の譬に基づきながらも、その結論は真っ向から対立する。そして、この整理された主張の後で、ルターは結論的に以下のように語るのである。

そこで [『評論』の中で] 「評論」がやっていることと言えば、いくつかのこういう種類の譬と、福音書やパウロの手紙から引用された美しい言葉や比喩などをもって、聖書のうちには神の協力と幫助とを伝えている—（「評論」の言葉に従えば）—〈無数の個所〉が見いだされるということ、私たちに教えているにすぎない。そこで、これらの聖句から、私たちが〈人間は神の恩恵の助けによるのでなければ何一つできない、それゆえに人間のわざは一つとして善ではない、と結論する〉と、「評論」は逆に、修辭学的倒置法を用いて、こう結論する。〈むしろ〉—（と「評論」は言う）—〈人間は恩恵の助けによってできないというものは何一つない、それゆえに、人間のあらゆるわざは善でありうる〉、したがって〈聖書のうちに《恩恵の》助けに言及している個所があればあるだけ、それだけ「自由意志」を確立している個所があることになる。そして、そのような個所は数え切れない、だから証拠の数で事が評価されるとすれば、勝利は私のものであるだろう〉と。これが「評論」の言い分だ。415-416 (W.754)

このように、ルターは聖書の中に〈神の協力と幫助〉を語る個所が多くあることを認めるが、そこから得る結論は真っ向から対立するのである。すなわちルターは、それゆえに〈人間は神の恩恵の助けによるのでなければ何一つできない、それゆえに人間のわざは一つとして善ではない〉と結論づけ、エラスムスは、それゆえに〈人間は恩恵の助けによってできないというものは何一つもない、それゆえに、人間のあらゆるわざは善である〉と結論づける。このように両者の意見は真っ向から対立するのであるが、この点について、ルターはさらに「自由意志」との関連で、念を押すように、次のように繰り返している。

だが君の結論を聞くがよい！「聖書は神の恩恵を推挙している。それゆえに『自由意志』を証明している」、  
「聖書は神の恩恵の助けを推挙している。したがって『自由意志』は確立される」と。どういふ弁証法で君はこういう結論を学んだのであろうか。どうしてこれの逆ではないのか。「恩恵が説かれている、それゆえに『自由意志』は取り去られている」、  
「恩恵の助けが推挙されている、それゆえに『自由意志』は滅ぼされている」と。いったい恩恵は何のために与えられているのか。……だから、私もまた、……君の結論をひっくり

かえすとしよう。「聖書のうちに《恩恵の》助けに言及している個所があればあるだけ、それだけ「自由意志」を取り去っている個所があることになる。そして、そのような個所は数え切れない。したがって証拠の数で事が評価されるとすれば、私の勝ちであろう」と。なぜなら、「自由意志」は自分自身では何事もなしえないから、そして「評論」自身が〈ありうべき〉見解として語っているように、善をほつすることができないのだから、それだからこそ恩恵が必要であり、またそれだからこそ恩恵の助けが与えられていたのだからである。したがって、恩恵が推挙され、恩恵の助けが説かれると同時に、「自由意志」の無力が宣言されているのである。これこそが健全な結論であり、確実な帰結であって、もろもろの地獄の門もこれを滅ぼすことのないものである。417-418 (W.755)

両者の見解の相違は明らかである。エラスムスは神の恩恵を認めながらも、人文主義の立場から人間の可能性も認めて「自由意志」を主張し、ルターは宗教改革の精神に立って、神の恩恵に全面的に立つ中で「自由意志」を完全に否定する。そして、そこにはルターの信仰義認の認識が深く反映していることは明らかであろう。その点については、以下で改めて確認したいと思う。

ところで、ここでのわれわれの関心は、この議論の中で明らかになった神と人間との共働についての考えである。そこで、ここで「自由意志」についての論争からは離れ、この点について改めて注目したい。ここでのルターの議論は明確である。すなわち、ルターによれば、人間は被造物として創造されることにおいても、その後被造物として維持されることにおいても、それは神の一方的な働きによるのであって、そこには人間の側からの寄与はなにもない。しかし、他方、神はその創造と維持に人間が協力するように人間に働きかけている。また同じように、人間が霊的に新たに造られ、そのような者として維持されるときも、それは神の一方的な働きによるが、しかし他方、神はそうした新たな創造と維持においても人間がそれに協力するように働いている。すなわち、被造物としての創造と維持においても、霊的な新しい創造と維持においても、それは神の一方的な働き（先行する働き）に基づくものであるが、同時に人間がその創造と維持に共に働くように神が働いているというのである。そのため、そこには、人間の全存在に対する神の働きかけと、それに対する人間の協力する働き（協働）(cooperatio/Mitwirkung)がある。本論では、この関係、すなわち神の〈先行する働き (vorangehende Wirkung)〉と人間のそれに対する〈協働〉(Mitwirkung)との関係を、神と人間との「共働」(Zusammenwirken)と呼びたい。この関係は日本語では「協力」とか「協働」という言葉でも表現可能であると言えるが、しかし、この関係の主体はあくまでも神（の先行する働き）にあり、人間はその働きに応じて協働する関係にあるため、「共働」という言葉を用いたいと思う<sup>(11)</sup>。

## 第5節 信仰義認論と共働の思想

ルターの思想の中核に〈信仰義認論〉があることは誰しもが認めるところであろうが、以上の共働の思想も、その信仰義認論と深く連動しており、それは信仰義認論から生まれているとも言える。この点について、たとえばルター研究者の一人竹原創一は、神の働きと信仰義認の関連について以下のように指摘している。すなわち、竹原は、ルターの『第二回詩編講義』の解説において、「第二回詩編講義では、詩編本文で最初に『あなた（神）の義』が登場する詩編第5編9節の注解で、『受動的な神の義』の意味が詳細に論じられている。彼はその意味を、アリストテレス的な『能動的な神の義』、すなわち『その義によって神自身が義であり』、『その義によって神が不敬虔な者を断罪もする』という意味の『神の義』と対比させ、新たに理解された『神の義』を、『聖書的な』また『アウグスティヌス』的な意味の『神の義』と呼ぶ<sup>(12)</sup>と指摘し、この受動的な神の義に関連して、神と人間との働きについて、以下のように論じている。

ここで言われている「神の義」は、「神がわれわれのうちに働くことによって、われわれもまた働く」（本訳書、283）という仕方で成り立つ義である。回想文で言われていた「受動的な神の義」の「受動」は、一方的・静止の意味でなく、「働かれることによって働く」という、関係的・動的な意味で言われている。ただしその関係においては、まず神が働き、その働きにおいて人間も働くゆえに、「受動的な神の……」と表現されなければならない。……それゆえ、ここで言われる「受動」は、しばしば誤解されるような、「信仰のみで、良い働きがない」ことを意味するのではなく、むしろ偽善でない真の良い働きが成り立つ可能性を「信仰のみ」が聞くことを説明する<sup>(13)</sup>。

ルターは、神の義を能動的な義としてではなく、受動的な恵みの義として捉えたところに、福音の再発見があったと言われているが、竹原によれば、その受動とは、「（神が）働くことによって（人間が）働く」ことであると言う。その結果、信仰が生み出されるのみならず、その実として良き行いも生み出されるのである。それゆえ、信仰義認と共働とは表裏一体の関係にある出来事であると言える<sup>(14)</sup>。さらに、この点について竹原は、第4編6節のルターの注解に関しても、以下のように指摘している。「人間が神から受ける義は、それによって人間が神を義認し、自分を罪人として告白するものと説明される。そして心と口による告白は、必ず行いにも現れると言われる（本訳書、214-215）。ここでは『受動的な神の義』が、いかに神へまた他者へ働きかけるかが述べられている」。このように指摘したうえで、竹原は「この協力（神へまた他者への働きかけ）と受動は矛盾するものではなく、『神のみが働く』（同、335-336）という『純粹な受動性』（同、353）において語られる」と要約的に指摘している。その箇所をルターの直接の言葉に遡って見ると、「神のみが働く」という点については、以下のように語られている。

このような仕方で「信仰を与えられて」良いことを働く者たちは、自分たちのためでなく、神のために、いわば神の道具として働く。……それゆえ「主のすべての道は憐れみとまことである」〔詩編 25 節 10 節〕と正当に言われる。それは働きのいかなる部分もわれわれに属さないほど、主のみがわれわれのうちですべてとなり、われわれのうちで働きのすべてを生み出すとき、その働きは良い働きとなるという意味である。(Qui isto modo bona operantur, non sibi, sed deo, tanquam instrumentum dei operantur. ……Recte ergo dicitur: Universae viae domini misericordia et veritas, idest tunc opera fieri bona, quando ipse solus totus ac totaliter ea facit in nobis, ut operis nulla pars ad nos pertineat.) (下線は筆者による／なお訳文では「はたらく(き)」となっているが「働く(き)」と変更した)(335) (W.169)

さらに、「純粋な受動性」という点については、ルターは以下のように語っている。

陶器師が粘土に形を与えるとき、粘土はどんな能動性をもつか言ってもらいたい。そこでは純粋な受動性が認識されるだけではないか。しかしこの受動性によって粘土は自分の形を失い、陶器師が思い描く像と似た形を得る。……しかし受肉した意志あるいは外的な働きへと流れ出た意志は、協力し能動的であると正当に言われうる。たとえば剣は、その運動においては全く何もせずにただ受動的であるが、しかし傷を負わずことにおいてはそれを用いて切る者とその運動をとおして協力する。それゆえ剣がその運動のために何も協力しないのと同じく、意志もそれが意志するために何も協力しない。意志することは、神の言葉がもたらす運動であり、意志の完全な受動である。しかしそのとき意志は祈ること、歩むこと、労苦すること等によって、手の働きと協力する。(〔「しかし……」以下〕  
Voluntas vero incarnata seu in opus externum effusa recte potest dici cooperari et activitatem habere, sicut gladius in suo motu prorsus nihil agit, mere autem patitur. At in vulnere facto cooperatus est per motum suum secanti per ipsum. Quare sicut gladius ad sui motum nihil cooperatur, ita nec voluntas ad suum velle, qui est divini verbi motus, mera passio voluntatis, quae tum cooperatur ad opus manuum orando, ambulando, laborando &c.) (下線は筆者による。ここでも「働き」と表記。なお, cooperatur は本論ではすべて「協力する」と訳した。)(353) (W.177)

以上のように、少しくどい言及となったが、ルターは信仰義認の理解に基づいて人間の働きを理解しており、それは神の一方的な働きかけに対する人間の協働として理解されている。そして、そこに、両者による「共働」が見て取られているのである。ところで、以上の議論は、信仰者の議論

に集中したが、この共働は信仰者のみならず、それ以前のこの世の国に属する人たちも言われていることである。そこで、改めて、その点を確認する必要があるが、それは何よりもルターのいわゆる「二王国論」において論じられているため、次にそれに注目したい。

## 第2章 ルターの二王国論における共働の思想

以上の共働についてのルターの主張は、あくまでもエラスムスの主張する「自由意志」を否定するために論じたものであった。そのため、その否定に全精力が傾けられているため、人間に対する神の働きとそれに対応する人間の働きについての議論は必ずしも十分ではなく、それは原則的なものとなっている。しかしルターには、自由意志をめぐる議論とは別に、この原則的な議論を補う議論がある。それが一般に〈二王国論〉あるいは〈二統治論〉と呼ばれているものである。すなわち、この議論においてルターは神と人間との〈共働〉のより全般的で具体的な関りと内容について触れている。そこで、この点を、このルターの〈二王国論〉あるいは〈二統治論〉から見ておくことが不可欠となるが、その主たる主張は『この世の権威について』に見られる。そこで以下、この書物において展開されている〈二王国論〉あるいは〈二統治論〉に注目しながら、そこで論じられている〈共働〉の思想に注目することにした。

### 第1節 『この世の権威について』をめぐる議論

ところで、ルターのいわゆる〈二王国論〉(Zwei-Reiche-Lehre)あるいは〈二統治論〉(Zwei-Regimente-Lehre)に関する議論は、特に第二次世界大戦中からさまざまに議論されてきた。ルター研究者の徳善義和によれば、「第二次世界大戦から戦後にかけて、カール・バルトが『福音と律法』や『宣義と法』をはじめとする多くの個所で、この点に関してルターとルーテル教会とに対する批判を公にして以来、多くの研究者がこの問題を取り上げて論じている」ことを指摘して、その論争の概要を以下のように論じている。

このように問題が取り上げられるまえには、ルターにおいては、「神の右手の国」(霊的支配)と「神の左手の国」(世俗的支配)とは相互に区別さるべきだが、どちらも「神のよい国」であって、キリスト者はこれら二つの国の市民たりうるし、そうあらねばならないとされているというのが通説となっていた。これに対して、ルターのこういう考え方がドイツ民族を盲従根性へと教育したのだ、なぜなら、ルターは二つの支配の区別を強調しすぎて、二元論に陥ってしまったし、また、二つの国の終末論的緊張を十分に理解していなかったからだ、というのが、ルターに対する批判であった。こうした批判にこたえて、ルターを理解し直そうとする試みがなされたわけで、例えば、ヘッケルは“Lex charitatis”にお

いて、ルターにとっては「神の左手の国」はこの世の国であり、悪魔の支配領域である、したがってキリスト者は、神の国のみの民であるから、この世の国の市民ではありえないのであって、神の国の民だからこそこの世の国においてわざをなすということなのだ、と主張するに至った<sup>(15)</sup>。

こうした議論に対して徳善は、こうした研究と議論において必ず取り上げられる『この世の権威について』が、特に当時のローマ・カトリック教会と熱狂主義との二つの対抗勢力を意識して書かれたものであることを指摘し、この書物の概要を以下のように論じながら、ルターに対する一方的な批判を批判している。

一方ではルターは[ローマ・カトリック教会に見られる]教会とこの世の権威との混同を、どちらかの側から混同がなされるにせよ、激しく拒否して、これら二つが峻別されるべきことを説きながら、他方、熱狂主義者に対しては、……世におけるキリスト者の奉仕として、この世の権威を肯定し、さらに、……ただ他者に奉仕することのみを求めるキリスト者こそ、公職につくことが望ましいと主張するのである。[中略]ここには、いわゆる「ルターの盲従」「ルターの臣従」と呼ばれるものは見られない<sup>(16)</sup>。

このように『この世の権威について』は、〈二王国論〉あるいは〈二統治論〉をめぐって、さまざまに議論されてきた書物であるが、本論ではルターの主張そのものに耳を傾ける中で、そこに展開されている〈共働〉の思想を聞き取っていきたいと思う。

## 第2節 『この世の権威について』に見る共働の思想

そこで、改めてこの『この世の権威について<sup>(17)</sup>』注目したい。この書物の正式な題名は、『この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるのか』であるが、この題名に示されているように、本書はまず「この世の権威」をめぐる議論が展開され（第一部）、次にその「権威」に対してどの程度まで服従の義務があるかが論じられ（第二部）、最後にこの世の権威とキリスト者のあるべき一致について（第三部）論じられている。そこで、それぞれの議論に従って、その内容を検討したい。

### (1) この世の権威とは

ここでルターは、6項目にわたって、この世の権威について論じている。

第一にルターは、「私たちはこの世の法と剣とを十分根拠づけて、それがこの世における神の御ところであり、秩序であることをだれも疑うことのないようにしなければならない」とし、以下の

2つの聖書箇所を引用する。一つはローマの信徒への手紙13章1節以下（「だれでも権力と権威とに従うべきである。なぜなら神によるのではない権力はなく、いたるところにある権力は神によって定められたものだからである。さて権力に逆らう者は神の秩序に逆らうのであり、神の秩序に逆らう者は、自分にさばきを招くことになる」）、もう一つはペトロの手紙一の2章13節以下である（「あなたがたは人間によるあらゆる種類の秩序に従いなさい。主権者としての王であろうと、悪人に報い、善人を賞するために王から遣わされた長官であろうと、従いなさい」）（142-143/W.247）。さらにルターは、旧約聖書にもさかのぼり、様々な事例を踏まえた上で、「このようにして、この世の剣と法とが悪人を罰し、善人を守るために存在することは神の御ことであることが、十分たしかとなり、明瞭となる」（144/W.248）と結論付けている。

第二にルターは、第一の考えに反するかに見えるいくつかの教えを検討する。一つは、マタイ福音書5章38節以下のキリストの教え（「先祖たちには『目には目を、歯には歯を』と言われていたことは、あなたがたの聞いているところである。しかし、私はあなたがたに言う。悪人に向かうな。だれかがあなたの右の頬を打つなら、ほかの頬をも向けてやりなさい……」）、あるいはローマの信徒への手紙12章19節以下のパウロの教え（「愛する者たちよ。自分で自分を守らずに、神の怒りに任せなさい。なぜなら『主が言われる。復讐は私のすることである。私が報復する』と書いてあるからである」）、さらにマタイ福音書5章44節のキリストの教え（「敵を愛し、あなたを憎む者たちによいことを行え」）、あるいはペトロの手紙一3章9節のペトロの教え（「悪をもって悪に報いず、悪口をもって悪口に報いず……」）である。そしてルターは、こうした教えは「すべての人に共通のもの」（145/W.249）であり、そのまま聞くべきものであるとしている（この聖句の意義については、第五の項目で触れられる）。

第三にルターは、すべての人間を二つに分けて論じる。すなわち、「神の国に属する者」と「この世に属する者」である。そのうち、神の国に属する者は「キリストのうちにあり、キリストのもとにある真の信仰者」で（キリストは神の国における王、また主である）、これらの人々は「この世の剣も法も」必要としない。というのも、これらの人々は「だれにも不正を働かず、だれでもを愛し、だれからでも好んで喜んで不正や死すらも受けるように教えてくださるし、そのようにしてくださる聖霊を、彼らが心のうちにもっている」からである（146/W.249-250）（他のところでは、「キリスト者」とは「霊によって心の中に性質を与えられて、だれにも悪をなさず、だれからも喜んで悪を受ける者となる」〔151/W.252〕と語られている）。そのため、信仰を持つ者は「正しい者」であり、彼らは「自分から、すべての法が要求するすべてのことや、それ以上のことを行う」（147/W.250）のである。それに対し、「正しくない者」（この世に属する者）は「正しいことをなにつ行わない」ために、彼らは「よいことをするように彼らを教え、強制し、迫る法を必要とする」（147/W.250）。

ところで、以上のことを前提とした上で、ルターはここで「律法」の意義について語っている。

それは、「律法は正しくない者のために与えられている」というパウロの理解に基づくものであるが、それは広くすべての人間に及ぶものとなっている。というのも、誰一人、生まれながらのキリスト者はいないからである。すなわち、「だれひとりとして生まれつきキリスト者であり、信仰深くある者はいないで、ことごとく罪人であり悪人であるから、神はすべての人間を律法によって抑制し、人々がおのが恣意に従っておのが悪を外的にわざをもってあえてあらわすことのないようにしたもうのである」（加えてルターは、「律法は罪を認識することを教え、こうして人間を謙虚にしてキリストの恵みとキリストを信じる信仰とに至らしめる」と語っている）（147-148/W.250）。

第四にルターは、改めて「この世に属する者」について論じる。それは律法のもとにいる「キリスト者でないすべての者」である。ルターによれば、神は「神の国のほかに、キリスト者でない人たちのためにいま一つの統治を作って、彼らを剣のもとに服さしめたもうた」のである。というのも、「もしそうしなければ、全世界が悪く、千人のうちほとんどひとりの真のキリスト者もないほどであるので、互いにかみつき合って、だれも妻子を養い、生活をたて、神に仕えることはできなくなってしまい、かくて世界は荒れはててしまうであろう」からである。それゆえ、ルターによれば、「神は二つの統治を定めたもうた」のである。すなわち、「キリストのもとで聖霊によってキリスト者、すなわち信仰深い人々を作る霊的統治と、キリスト者でない者や悪人を抑制して、欲しように欲しまいが外的に平和を保ち、平穏であるようにするこの世の統治である」。また、この見解を支持するものとして、以下の聖書の言葉に言及している。すなわち、ローマの信徒への手紙13章3節のパウロの言葉「それ〔この世の剣〕はよいわざにとってではなく、悪いわざにとって恐るべきものである」と、ペトロの言葉「それは悪人に報いるために与えられている」（第一ペトロ2・14）である（148-149/W.251）。

ただ、ここで注意すべき点は、洗礼を受けた者がすべてキリスト者であるとは、ルターは考えていないということである。なぜなら、「この世と群集とは、みな洗礼を受け、キリスト〔者〕ととなえていても、非キリスト者であるし、そうあり続ける」からである。したがってまた、「キリスト者は、互いに離れて《この世にごく少しだけ》住んでいる」に過ぎず、それゆえ「キリスト教的な統治が全世界に共通のものとなること、いな、一国や一群の人々に共通のものとなることは、この世ではありえないことである」と厳しく論じている（149-150/W.251-252）。また、それゆえにこそ、「この二つの統治を熱心に区別して、両者とも存続させなければならない」のである。すなわち、「一つは義たらしめるものであり、一つは外的に平和をつくりだし、悪事を阻止するものであって、この世ではどちらを欠いても十分ではない」のである（150/W.252）。

第五にルターは、以上のように二統治の必要性を認めるが、それを踏まえて、真のキリスト者のこの世における生き方について、以下のように論じる。「真のキリスト者は地上にあっては、自分自身のためではなく、隣人のために生き、隣人に仕えるのであるから、自分では必要としないが、隣人には有用であり、必要であることを、おのが霊の本性に従って行う」、そのため「剣は平和



を保ち、罪を罰し、悪人を抑制するというように、全世界にとって大いに必要かつ有用であるので、キリスト者は心から喜んで剣の統治のもとに服し、税金を取め、権威を尊び、仕え、助け、権力に寄与することなら、なしうるすべてのことを行って、たとえ自分ではそれを要せず、必要でなくとも、権威が盛んであって、尊敬と恐れとをもって維持されるようにするのである。それは、何よりも、「キリスト者は、他人にとって有用かつ善であることを心にとめる」からなのである（152-153/W.253）。したがって、マタイ福音書5章39節の「悪人に手向かってはならない」というキリストの言葉に関しても、それは「キリスト者はお互いの間ではこの世の剣も法も持つべきではない」ことを教えるもので、「主は、この世の剣や法を持つ者に仕え、服することを禁じておられるのでは」なく、むしろ「それを必要としている人々に仕えるべき」ことを語るものであるとしている（下線は筆者による）（154/W.254）。ここに、キリスト者の明確な生き方が示されていると言えよう。

第六でルターは、今までの議論を、聖書全体を見渡す中で改めて論じ、総括して以下のように言及している。「キリスト者は自分や自分の事がらのためには剣を帯びるべきではなく、また、剣に訴えるべきではないが、悪をとどめ善を守るために、他人のためには剣を帯び、剣に訴えてもよし、そうすべきである」（164/W.260）。

## (2) どの程度までこの世の権威に従うべきか

ここでルターは、以上の議論を踏まえ、「今や私たちは、この世の権威の手が伸びすぎて、神の国と神の統治とを侵すことのないよう、この世の権威の腕はいかほど長く、その手はいかほど広く及んでいるのかを学ばねばならない」（166/W.261）としている。しかし、その結論は明確である。ルターは、改めて、この世の秩序を維持するためのこの世の権威を認めるが、それが魂の領域まで入り込むことは断固否定する。そして、そのことを、「律法」をめぐる以下のように断言する。すなわち、この世の統治においては、「律法なしにはいかなる国もいかなる統治も成り立つことができない」が、「魂に対しては、神はご自身ただひとり以外にはだれをも統治させたもうことはできないし、また、それを欲しもなさらない」ゆえに（167/W.262）、「魂の救いにかかわる事がらにおいては、神の言以外のものは何も教えられてはならないし、また受け入れられてもならない」（168/W.263）、そして「この世の権力が誤って、魂に律法を与えようとするなら、それは神の統治を侵し、魂を誤り導き、破滅させるだけである」（167/W.262）と断言する。

## (3) この世の権威である君侯たちへの勧め

最後にルターは、この世の権威を代表する君侯たちに、この世に対するあるべき統治について具体的に語るが、最後にそれを要約して以下のように語っている。

君侯は四つの点を考えるべきである。第一に、神に対しては正しい信頼と心からの祈り

をもって臨み、第二に、自分の民に対しては愛とキリスト者としての奉仕をもって接し、第三に、自分の顧問、諸官に対しては自由な理性ととらわれない分別とをもって相対し、第四に、悪をなす者に対しては控え目であるにせよ真剣かつ厳格に向かうべきである。このようにして君侯の立場は外的にも内的にも正しく行なわれ、神と人ともに喜ばれるものとなる。192/W.278

このように、ルターは君侯のあるべき統治について語るが、最後に、その重責について以下のようにつ言することを忘れなかった。「そのためには君侯は多くの羨望と苦難とを覚悟していなければならない。このようなことをしようとすれば、十字架はたちまちのうちに君侯の肩にかかってくることになる」(192-193/W.278)。

### 第3節 神の国の倫理の基としての共働の思想

以上のように、ルターは〈二王国論〉あるいは〈二統治論〉を展開する中であって、キリスト者のなすべき働きについて語るが、それは一言で言えば、この世の秩序と平和の維持である。それは、一方ではその役割を担うこの世の権威に服することであるが、それは何よりもキリストへの信仰から生じる隣人への愛において生まれてくるものである。そして、その権威への服従はこの世の人々(非キリスト者)にも求められていることであるが、そこでは悪の支配に置かれているため、それは強いられるものであるのに対して、キリスト者にあっては主体的な取り組みとなっている。そして、その背後には、第1節でみたように双方に対する神の働き(創造と維持)がある。しかしまた、ここでルターは、何よりも統治という観点から論じているため、平和と秩序の維持に主眼が置かれ、それがこの世の権威への服従となっているが、隣人に対する愛のわざは、それを基本とするが、それに基づいて展開される具体的な個々のわざともなっていくことは十分に理解されよう。ルターは、それを総括して「よい行い」と呼び、「新約聖書序文」(1522)の中で以下のように語っている。

信仰があれば、信仰はそれ自体に止まっていることはできず、自分を示し、よい行いによって立ち現れ、信仰を告白し、人々の前でこのような福音を教え、敢えて自分のいのちをもこれに賭ける。生き、行うすべてを隣人の益のため、彼を助けるために向ける。そうした恵みの心をもつに至るというだけではなく、からだと財貨と名誉を賭けて行うのである。それは、キリストが彼に対してしてくださったとおりであって、彼はキリストの模範にならうのである。キリストもまたこうお思いである。別離に際して愛以外のどんな他の戒めもお与えにならなかったのだからである。人はこの点においてこそ、だれが彼の弟子であり、真の信仰者であるか認識すべきである。なぜなら、行いも愛も示さないならば、その信仰

は正しくなく、福音はまだ身に付いておらず、キリストは正しく認識されていないからである<sup>(18)</sup>。

したがってキリスト者は、その信仰のゆえに隣人愛へと赴くのであり、そこにおいて神の働きに主体的に、また積極的に、自分の存在をささげて関わっていくのである。すなわち、その神との自覚的な〈共働〉にキリスト者としての新たな、また唯一の生き方がある。それゆえに、神の支配の中で、すなわち神の国の支配の中でキリスト者が生きる生き方、倫理がそこにあり、この神と人間との自覚的な〈共働〉に、神の国に生きる者の倫理の基であると言える。

#### 注

- (1) 菊地順『M. L. キングと共働人格主義』聖学院大学出版会、2021年3月。
- (2) 近藤勝彦は、この〈共働〉について、その著『キリスト教教義学上』（教文館、2021年12月）で詳しく論じている。ただ、ここで論じられている〈共働〉とは、本論が以下で扱う〈共働〉とは、必ずしも合致する概念ではないが、ただそのおおよその議論は十分に当てはまる。近藤は摂理との関連で〈共働〉について論じているが、まずその基本的な点を以下のように論じている。「被造物は被造物としての働きを持ち、作用し、活動する。被造物はまた変化を起こす。そこで『保持』としての摂理は、被造物の存在を前提にした摂理であるが、これに対し被造物の作用や活動や変化に対する摂理の働きもあると考えられる。それが『共働』（concursum: concurrence: Mitwirkung）と称される」（下線は近藤による）。近藤によれば、この言葉は「同伴」（Begleitung）とも訳される言葉であるが（バルトはこの訳語を用いている）、この〈共働〉について、さらに以下のように論じている。「被造物の活動に対する神の『共働』があることに基づきながら、被造物は時間・空間の中で活動を遂行する。この主張は『先行する共働・同伴』（concursum praevium）の主張になって、被造物の自立性や自発性に対して、むしろ神の絶対主権的な尊厳や大権を基礎的に語り、被造物の自立性をより相対的なものとして見ることになる」と論じている（以上、660頁）。これに対し、本論で論じる〈共働〉というのは、神の先行する働き（近藤においては「共働」）とそれがもたらす人間の側からの協力（協働）との関係を〈共働〉として捉えるため、「共働」という同じ言葉を使用するが、その内容は異なると言わなければならない（それについては、本論を参照のこと）。また近藤は、加えて、「『先行する共働・同伴』の主張は、より多く改革派に見られたのに対し、ルター派では被造物の自立性や自発性をより鮮明に主張して、『先行する共働・同伴』を語らなかつた」と指摘している。ただし、「しかしそのことは、ルター自身に遡るといっても、後期メランヒトンに遡るとされ、メランヒトンはトマス・アクィナス以上に、被造物に固有な活動を容認したと言われる」と指摘している（660-661頁）。この指摘は、正しいであろう。というのも、本論でも確認するように、ルターは神の先行する働きについて明言しており、そこには一点の曇りもないからである。また近藤は、こうしたか神の先行する働き（「神の働きの優位」）は、「人間の自由や自立性、自発性を奪うものではなく、その責任の主体性を不問にするものでもない。むしろ神の『共働』は人間の自立性、自発性、そして責任性を擁護する」とも指摘し、また逆に、それは「被造物の自立性や自発性にすべてを一方向的に放任することはしないということでもある」とも指摘している（662頁）。さらに、いわゆる「神人協力説」にも触れ、「神の『共働』があることは、また、被造物の自立的、自発的働きに神が押されて、神人協力説に陥ることではない。そうではなく、神の主権的な大権が被造物への『共働』の中で遂行されることを意味する。それが救済史を形成する神の行為である」（662-663頁）と指摘している。以上の点は、近藤が語る「共働」と本論の見ている〈共働〉とは異なるが、本論の主張においても重要な、また全面的に賛同すべき指摘であると言える。なお、

近藤は、この共働論（「『共働』としての摂理」）を論じた後で、さらに「『統治』としての摂理」を論じているが、この神の〈共働〉論と〈統治〉論は事柄からして連動しており、本論でもこの両者を扱うことになる。

- (3) 倉松功は1975年に広島大学から博士論文「ルターにおける二世界統治説の研究」で学位を受け、2年後の1977年に『ルター神学とその社会教説の基礎構造—二世界統治説の研究—』を出版したが、そこには共働論は見当たらない。共働を論じているのは、1982年に出版された献呈論文集『キリスト教と教育の接点』（日本YMCA同盟出版部）の中の論文「ルターの教育観についての一考察」においてである（なお、これは倉松著『宗教改革、教育、キリスト教学校』〔聖文舎〕に再掲載されている）。ただ、その内容は、本論で論じる「共働」とは少し異なり、神の働きに対する人間の「協力（協働）」（cooperatio）を「共働」と呼んでいる（『宗教改革、教育、キリスト教学校』72頁）。
- (4) 全く見られないわけではなく、たとえば金子晴勇は、その著『ルターの間学』において、若干この「共働」について触れているが、それはあくまでも神の一方的な恩寵としての働きに対するもので、それは倉松の考えに近いと言える（『ルターの間学』、88頁、287頁参照）。また金子は、その著『宗教改革者ルター』においても、この点について若干の言及しているが、そこには十分な議論は見られない。
- (5) Ulrich Duchrow, *Christenheit und Weltverantwortung. Traditonsgeschichte und systematische Struktur der Zweireichelehre*, 1972, Stuttgart, Ernst Klett Verlag. (ウルリッヒ・ドゥフロウ著、佐竹明、泉治典、中沢宣夫、徳善義和訳、『神の支配とこの世の権力の思想史—聖書・アウグスティヌス・中世・ルター—』新地書房、1980年) (以下、『神の支配』と略記)。タイトルは、直訳すると「キリスト教と世界責任—二王国論の伝統史と体系的構造」であるが、日本の読者を想定して変えられている。
- (6) Martin Seils, *Der Gedanke vom Zusammenwirken Gottes und der Menschen in Luthers Theologie*, 1962. 本書は入手できなかったが、タイトルから推察すると、本論の主張に近いものと思われる。
- (7) 本論では、翻訳書のルター著作集第一集第7巻（山内宣訳）を用いるが、必要に応じてワイマール版（WA, XVIII, 600-787）の原文を引用する。
- (8) 『評論』と訳されている著書の原題は「Diatriben」であるが、訳者山内宣は、その元々のギリシア語「ディアトリベ」には「現代の英独仏の辞書が diatribe に与えているような、『皮肉な』とか『辛らつな』論文という意味は含んでいない」ため、『評論』と訳したと語っている。その後、この訳語が定着しているようなので、本論でもそのまま用いる（ルター著作集第一集第七巻、12頁。なお、本書からの引用は、すべて本文中に頁数のみを記す〔また『奴隷的自由意志について』からの引用にはワイマール版の頁数も示す〕）。
- (9) 〈arbitrium〉の訳であるが、訳者の山内は、〈arbitrium〉と〈voluntas〉とを区別するために〈liberum arbitrium〉は「自由意志」と訳し、単独の〈arbitrium〉は「意思決定」と訳す。ただし、ルターの著書の表題〈servum arbitrium〉は「奴隷的意思決定」とはせず「奴隷的意志」と訳す（この言葉は、唯一、表題だけで用いられている）。それに対し、〈voluntas〉は「意志」と訳す（12）。そのため、日本語表記であるが、〈arbitrium〉が単独に用いられるときは「意『思』決定」となり、〈liberum〉がつくときは「自由意『志』」と表記されるので、注意が必要である。
- (10) この『評論』の訳は、本書の訳者がルターの『奴隷的意志論について』の理解のために、便宜的に、それに先立って訳出したものである。
- (11) 「はじめに」において言及したドゥフロウも、先に引用したルターの主張（W.754）の筆者が下線を引いている段落に基づき、この「共働」について言及していると言えるが（ドゥフロウ『神の支配』450-451頁）、そこには明確な定義づけはなされていない。むしろそれは、本論が言う「共働」というよりは、神の働きに対する人間の「協働」を主として論じていると言える。そうであれば、本論の関心とは少し隔たりがあると言わなければならない。

- (12) ルター著作集第二集第3巻, ix 頁。なお, 本書からの引用は, すべて本文中に頁数のみを記す (同時に『第二回詩編講義』からの引用にはワイマール版 [WA, V, 19-219] の頁数も記す)。
- (13) 同上, x 頁。
- (14) ここで竹原は, 「第2編1節の注解で, 『神は義であるのみならず, 義の愛でもあり』, それゆえ『義を愛する者は皆, 神から義を受ける』と言われる。ここでは神から受ける義には必ず愛が加わるのが, 義を与える神自身のあり方また働き方から説明される」(同上, x 頁)とも述べ, 愛の観点から神の働きを指摘している。
- (15) ルター著作集第一集第5巻, 134 頁。
- (16) 同上, 135 頁。
- (17) ルター著作集第一集第5巻所収の「この世の権威について, 人はどの程度までこれに対して服従の義務があるのか」(*Von weltlicher uberkeytt wie weytt man yhr gehorsam schuldig sey*, 1523)を用いる。この翻訳の引用頁数は随時本文に記す。また同時にワイマール版 (WA. XI, 245-280) の頁数を記す。
- (18) ルター著作集第二集第5巻, 「新約聖書序文」(*Vorrhede zum Neuen Testament*, 1522), 8 頁 (WA, VI, 9-10)。

## On the Co-work of God and Man in the Theology of Martin Luther

Jun KIKUCHI

### Abstract

---

Martin Luther discussed God's previous work in history and corresponding human work as cooperation with Him when he rejected Erasmus's free will theory in his book "*De servo arbitrio*" ("*The Bondage of the Will*") (1525). He had also previously deliberated on this theme in his book "*Von weltlicher uberkeytt wie weytt man yhr gehorsam schuldig sey*" (1523). Although the assertion that man "cooperates" with God is not central in each book, it is nevertheless significant when considering the relationship between God and man. This notion is sometimes found in the history of Christianity and theology, however, interestingly, Luther discussed the same theme at the very starting point of Protestantism. Consequently, we herein endeavor to clarify this assertion as discussed primarily in these two books, and we refer to it as the "co-work of God and man." It will also be clarified that this co-work is based on Luther's theory of justification by faith. Therefore, we can conclude that the co-work of God and man constitutes the basis of Christian ethics.

---

**Key words:** Martin Luther, God, man, cooperation, co-work